

IDEC株式会社

証券コード 6652

第71期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2018年6月15日（金曜日）午後3時
（受付開始：午後1時30分予定）

場所 大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号
当会社本店 2階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金精算支給の件
- 第7号議案 ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会へ委任する件

お土産の取り止めについて

株主さま全体の公平性への配慮から、本年より総会ご出席株主さまのお土産を廃止させていただきます。何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、当社へのご理解をより一層深めていただくため、株主総会終了後、株主さまとの懇談の場を設けさせていただきます。



Think Automation and beyond...

真のグローバル企業となるための 変革を推進してまいります。

皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

IDECグループは、「社会貢献を念頭においたものづくり」を経営理念のひとつに掲げ、創業以来、制御技術、安全技術を核とするさまざまな製品やサービスを社会へ提供してまいりました。

2017年3月に設立70周年を迎えたIDECは、フランス APEM社をグループに加えたことで、制御用操作スイッチをはじめとするHMI分野の製品ラインアップ拡充と新規市場への参入が可能となり、グローバルシェアNo.1を目指すことができる環境となりました。またIDECが強みを持つ安全分野においても、新世代の安全思想である「Safety 2.0」など新たな規格づくりの推進や、安全関連機器の普及を通じて、世界一安全・安心を追求し、実現する企業を目指しております。

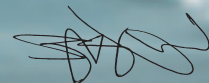
こういった主力事業の強化だけでなく、制御技術などを活かした新規事業の拡大により社会課題の解決に貢献し、「真のグローバル企業への変革」を推進することで、売上高1,000億円、営業利益率15%以上を目指し、企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2018年5月25日

代表取締役会長兼社長

舩木俊之



To our shareholders

企業目標

社員すべてが人間性を尊重しつつ企業の発展を通じて社会経済に貢献し、人生に意義あらしめるにある。

経営理念

IDECは、ここに働く人達のためにあり、その豊かな生活の向上と働きがい生きがいを生み出さなければならない。

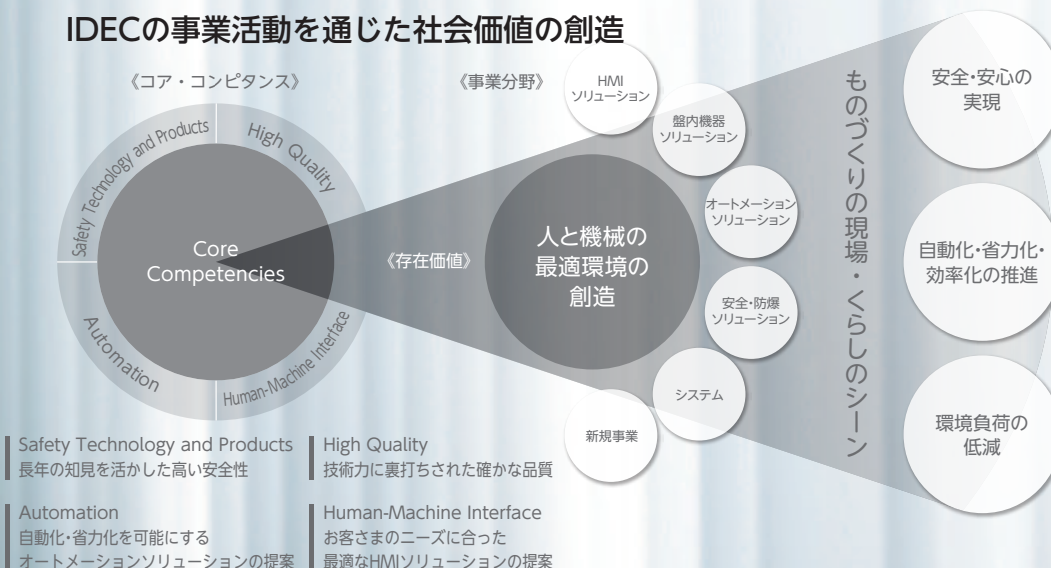
企業の成長、発展はそのためにあり、利潤の追求はその手段として最も重要である。

各自の仕事の役割は違って、心をつなげて、共通の目的の達成に努めなければならない。

ガラス張り経営を貫き、相互信頼を高め、成果の公正な配分をはからなければならない。

社会に貢献することを常に考え、製品に誇りをもち、常に優れた製品を供給するとともに、奉仕と感謝の気持ちを決して忘れてはならない。

IDECの事業活動を通じた社会価値の創造



第71期定時株主総会招集ご通知

当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権の行使等についてのご案内」に従って、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時

2018年6月15日（金曜日）午後3時（受付開始：午後1時30分予定）
2. 場 所

大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号
当会社本店 2階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項

報告事項

1. 第71期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金精算支給の件
第7号議案 ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会へ委任する件
4. 株主総会参考書類
および招集通知
添付書類に関する
事 項

(1) 法令および定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知添付書類のうち、以下の事項を当社ウェブサイト(<http://jp.idec.com>)に掲載しております。

①事業報告の「会社の株式に関する事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制整備および当該体制の運用状況に関する事項」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に加えて上記①～③も含まれております。

(2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は修正後の事項を上記(1)に記載の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

以 上

Notice of the 71st annual general meeting of shareholders

議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための重要な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の3つの方法のいずれかにて議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
- 郵送またはインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによる議決権行使内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合、またはパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

1 株主総会へ出席する場合



本招集ご通知をご持参のうえ、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2018年6月15日(金)
午後3時(受付開始:午後1時30分予定)

2 議決権行使書を郵送する場合



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

行使期限

2018年6月14日(木)
午後5時15分到着分まで

3 インターネットによる議決権行使の場合



下記議決権行使専用サイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2018年6月14日(木)
午後5時15分送信分まで

議決権行使専用サイト

<https://www.web54.net>

[アクセス用QRコード] ▶



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート(専用ダイヤル)

0120-652-031 受付時間/9:00~21:00

議決権行使専用サイトのご利用方法

① 議決権行使専用サイトにアクセス

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し[ログイン]をクリックしてください。

③ パスワードを変更し、登録する

パスワードを変更してください。変更後の新しいパスワードはご自身で管理願います。

② パスワードを入力する

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し[次へ]をクリックしてください。

④ 議決権を行使する

画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

以下の理由から定款の一部変更を行うものであります。なお、本議案の定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

- (1) 当社では従来から、監督機能および業務執行機能の強化ならびに経営の透明性の向上等、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。
今般、より迅速な意思決定を実現するとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、さらなるコーポレートガバナンスの強化ならびに企業価値の向上を図るため、現在の監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これにともない、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、迅速な意思決定を可能にするための業務執行取締役への権限委任に関する規定の新設、その他の所要の変更を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことにともない、社外取締役に限らず、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記変更にとまなう章の表題および条数の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u>	第4条 (機関) 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u>

現行定款	変更案
(3) 監査役会 (4) 会計監査人	(削除) (3) 会計監査人
第5条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会	第5条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会
第18条 (員数) 当会社の取締役は、7名以内とする。	第18条 (員数) 当会社の<u>監査等委員でない取締役は、7名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
第19条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	第19条 (選任方法) <u>監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
第20条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 (任期) 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、</u>

Reference documents

現行定款	変更案
	<u>選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第21条～第23条 (条文省略)	第21条～第23条 (現行どおり)
第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。	第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。
第25条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	第25条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

現行定款	変更案
(新設)	第26条 (重要な業務執行の決定の取締役への委任) <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第26条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
第27条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u>
第28条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。	第29条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を

Reference documents

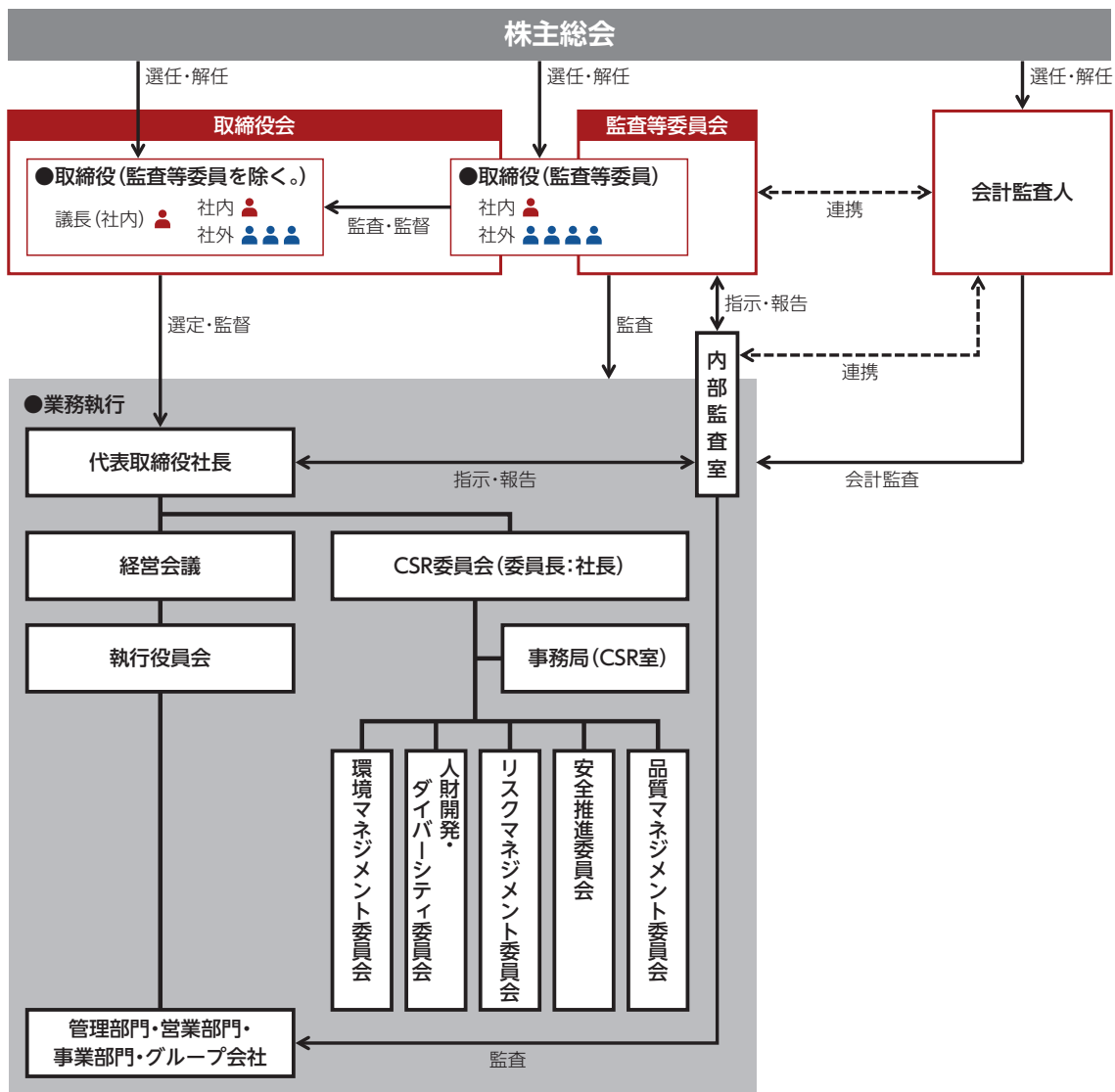
現行定款	変更案
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。	限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
第29条 (員数) <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削除)
第30条 (選任方法) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
第31条 (任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
第32条 (常勤監査役) <u>常勤監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u>	(削除)
第33条 (<u>監査役会の招集通知</u>)	第30条 (<u>監査等委員会の招集通知</u>)

現行定款	変更案
<u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u> ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u>	<u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。</u> ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u>
第34条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	第31条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第35条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u>	（削除）
第36条（監査役の責任免除） <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を</u>	（削除）

Reference documents

現行定款	変更案
<u>限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u>	
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第<u>37</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)	第<u>32</u>条～第<u>33</u>条 (現行どおり)
第<u>39</u>条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u>の同意を得て定める。	第<u>34</u>条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第<u>40</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)	第<u>35</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>2018年3月31日に終了する事業年度に関する</u> <u>定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項</u> <u>の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)</u> <u>の責任の免除および社外監査役と締結済みの</u> <u>責任限定契約については、なお同定時株主総会</u> <u>の終結にともなう変更前の定款に定めるところ</u> <u>による。</u>

ご参考 監査等委員会設置会社移行後のガバナンス体制図



Reference documents

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	
1	ふ な き とし ゆ き 船 木 俊 之	
	現在の当社における地位・担当 代表取締役会長兼社長 代表執行役員	
	再 任	
2	ふ な き み き お 船 木 幹 雄	
	現在の当社における地位・担当 代表取締役専務 専務執行役員	
	再 任	
3	な か が わ たけし 中 川 剛	
	現在の当社における地位・担当 取締役	
	再 任 社 外 独 立	

候補者 番号	氏 名	
4	は っ た のぶ お 八 田 信 男	
	現在の当社における地位・担当 取締役	
	再 任 社 外 独 立	
5	や ま も と た く じ 山 本 卓 二	
	現在の当社における地位・担当 取締役	
	再 任 社 外 独 立	

(注)第2号議案に関する注記は16頁に記載しております。

1 ふ な き と し ゆ き 船木 俊之

1947年 8月30日生

再任

所有する当社の株式の数

353,987株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



略歴(地位および担当)

1975年10月 IDEC CORPORATION
Executive Vice President
1985年 7 月 当社 取締役
1990年12月 当社 常務取締役
1994年 6 月 当社 専務取締役
1997年 6 月 当社 代表取締役社長
2000年 4 月 当社 代表執行役員(現任)
2006年 6 月 当社 代表取締役会長兼社長(現任)

取締役候補者とした理由

代表取締役会長兼社長を歴任しており、その豊富な経験と実績をもって継続企業としての持続的な成長を目指すため、現在の職務を担っていただくことが最適であると判断し、昨年に引き続き候補者いたしました。

重要な兼職の状況

IDEC CORPORATION Chairman, C.E.O.

2 ふ な き み き お 船木 幹雄

1953年 1月17日生

再任

所有する当社の株式の数

180,969株

取締役会出席率(2017年度)

86%(6/7回)



略歴(地位および担当)

1979年 6 月 IDEC CORPORATION 入社
1991年 6 月 IDEC CORPORATION Vice President
1993年 4 月 当社 入社
1997年 6 月 当社 取締役
1999年 4 月 当社 執行役員
IT(インフォメーションテクノロジー)担当
2003年 5 月 当社 専務取締役
2003年 5 月 当社 専務執行役員(現任)
2006年 6 月 当社 代表取締役専務(現任)

取締役候補者とした理由

当社および当社グループ会社で長年にわたり経営に携わり、海外事業を中心に豊富な経験と実績を有しております。これらの経験と実績が、当社の持続的な成長に繋がると判断し、昨年に引き続き候補者いたしました。

重要な兼職の状況

IDEC CORPORATION President, C.O.O.

3 中川 剛

1941年9月13日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

27,051株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



略歴 (地位および担当)

1998年 6月 株式会社東芝 常務
2000年 6月 同社 上席常務
2003年 6月 同社 取締役執行役専務
2004年 6月 同社 取締役代表執行役副社長
2006年 6月 同社 常任顧問
2007年 6月 当社 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

電機業界をグローバルに捉えた豊富な知識・経験と経営手腕を高く評価したもので、当社とは利害関係のない独立的な立場からの確かつ有意義な助言をいただけると判断し、昨年に引き続き候補者いたしました。

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

4 はっ た のぶ お 八田 信男

1946年12月13日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

11,774株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



略歴 (地位および担当)

1997年 6月 ローム株式会社 取締役海外営業本部長
2003年 7月 同社 取締役渉外担当
2004年 9月 同社 取締役管理本部長
2009年12月 同社 取締役特命担当
2011年 6月 同社 チーフアドバイザー
2012年 6月 当社 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

半導体業界において長年にわたり海外事業を中心に携わっており、その豊富な知識と経験を高く評価したもので、当社とは利害関係のない独立的な立場からの確かつ有意義な助言をいただけると判断し、昨年に引き続き候補者いたしました。

重要な兼職の状況

株式会社ファーマフーズ 社外監査役

5 やまもと たく じ 山本 卓二

1949年11月26日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

3,659株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



略歴(地位および担当)

- 1995年 9 月 OMRON MANAGEMENT CENTER OF EUROPE 副社長
- 2001年 6 月 オムロン株式会社 執行役員
- 2003年 4 月 同社 コントロール機器統轄事業部統轄事業部長
- 2005年 6 月 同社 執行役員常務
- 2009年 4 月 OMRON MANAGEMENT CENTER OF AMERICA, INC. CEO
- 2015年 6 月 当社 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

制御機器業界において長年にわたり海外事業の立ち上げ、事業戦略の立案・遂行を中心に携わっており、その豊富な知識と経験を高く評価したもので、当社とは利害関係のない独立的な立場からの確かつ有意義な助言をいただけると判断し、昨年に引き続き候補者いたしました。

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者中川剛氏、八田信男氏、山本卓二氏は、社外取締役候補者であり、また、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 中川剛氏が取締役を務めていた株式会社東芝と当社との間には取引関係がありますが、2017年度における取引規模は連結売上高の1%未満であり、その独立性に問題はございません。また、八田信男氏が取締役を務めていたローム株式会社、および山本卓二氏が執行役員を務めていたオムロン株式会社と当社との間には取引関係はなく、その独立性に問題はございません。
4. 取締役候補者中川剛氏、八田信男氏、山本卓二氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役就任からの年数は、本総会終結の時をもって中川剛氏は11年、八田信男氏は6年、山本卓二氏は3年となります。
5. 当社は取締役候補者中川剛氏、八田信男氏、山本卓二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額としております。なお、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、監査役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	候補者 番号	氏 名
1	ふじ た けい じ ろう 藤田 慶二郎 現在の当社における地位・担当 取締役 再任	4	かわ ひと まさ たか 川 人 正 孝 現在の当社における地位・担当 監査役 新任 社外 独立
2	たに ぐち ひろ かず 谷 口 弘 一 現在の当社における地位・担当 監査役 新任 社外 独立	5	かな い み ち こ 金井 美智子 現在の当社における地位・担当 取締役 再任 社外 独立
3	さか もと まさ のり 阪 本 政 敬 現在の当社における地位・担当 監査役 新任 社外 独立		

(注) 第3号議案に関する注記は20頁に記載しております。

1 藤田 慶二郎

1946年12月7日生

再任

所有する当社の株式の数

730,737株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



略歴(地位および担当)

1977年 3 月 当社 入社
1992年 5 月 エリデック株式会社 取締役
1992年 6 月 当社 取締役
1997年10月 エリデック株式会社 代表取締役社長
1998年 6 月 当社 上級執行役員(現常務執行役員)
2008年 6 月 当社 取締役(現任)

取締役候補者とした理由

当社および当社グループ会社で長年にわたり事業運営に携わり、また人事および内部統制担当執行役員としての任務を通じて豊富な経験と知識を有しております。これらの経験と知識が、当社の監査体制の強化に繋がると判断し、候補者いたしました。

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

2 谷口 弘一

1935年 6 月 8 日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式の数

6,534株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



略歴(地位および担当)

1966年10月 公認会計士開業登録
1967年 2 月 税理士開業登録
1970年12月 日新監査法人 代表社員
1986年 1 月 センチュリー監査法人 理事
1993年 5 月 同法人 常任理事
1998年 5 月 同法人 副会長
2004年 6 月 当社 監査役(現任)

社外取締役候補者とした理由

公認会計士として豊富な知識と経験をもって財務および会計的視点から当社の監査体制の強化に寄与していただいております。独立性についても公正、中立な立場を有していると判断し、候補者いたしました。

重要な兼職の状況

公認会計士・税理士(公認会計士税理士谷口弘一事務所所長)

3 坂本 政敬

1942年1月31日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式の数

9,324株

取締役会出席率(2017年度)

86%(6/7回)



略歴(地位および担当)

1970年4月 大阪弁護士会 登録
1991年4月 大阪弁護士会 副会長
2002年6月 日本弁護士連合会 研修委員長
2004年6月 当社 監査役(現任)
2009年11月 大阪府入札監視委員会 委員長

社外取締役候補者とした理由

弁護士として法律に関して高度な専門的知識を有し、その豊富な知識と高い見識に基づく監査能力をもって当社の監査体制の強化に寄与していただいております。独立性についても公正、中立な立場を有していると判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

弁護士(関西中央法律事務所 代表)

4 川人 正孝

1948年4月15日生

新任 社外 独立

所有する当社の株式の数

5,097株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



略歴(地位および担当)

2000年7月 社税務署長
2005年7月 西宮税務署長
2007年7月 神戸税務署長
2008年9月 川人正孝税理士事務所 開設
2010年6月 当社 監査役(現任)

社外取締役候補者とした理由

税務署での勤務、また税理士として専門的知識を有していることから、会計および税務に関する当社の監査体制の強化に寄与していただいております。独立性についても公正、中立な立場を有していると判断し、候補者といたしました。

重要な兼職の状況

税理士(川人正孝税理士事務所 所長)

5 かな い み ち こ 金井 美智子

1955年6月16日生

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数

1,655株

取締役会出席率(2017年度)

100%(7/7回)



略歴(地位および担当)

- 1990年4月 大阪弁護士会 登録
大江橋法律事務所
(現弁護士法人大江橋法律事務所) 入所
- 1998年4月 同所 パートナー
- 2002年8月 弁護士法人大江橋法律事務所 社員(現任)
- 2016年6月 当社 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務に関する高度な専門的知識を有していることから、法律に関する当社の監査体制の強化に寄与いただくことが期待でき、独立性についても公正、中立な立場を有していると判断し、候補者いたしました。

重要な兼職の状況

弁護士(弁護士法人大江橋法律事務所 社員)
コンドーテック株式会社 社外取締役
三共生興株式会社 社外監査役

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者谷口弘一氏、阪本政敬氏、川人正孝氏、金井美智子氏は、社外取締役候補者であり、また、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査等委員である取締役候補者谷口弘一氏、阪本政敬氏、川人正孝氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって谷口弘一氏は14年、阪本政敬氏は14年、川人正孝氏は8年となります。また、監査等委員である取締役候補者金井美智子氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は監査等委員である取締役候補者谷口弘一氏、阪本政敬氏、川人正孝氏、金井美智子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額としております。なお、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されるとともに、藤田慶二郎氏の選任が承認可決された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額といたします。

〈社外役員の独立性についての考え方〉

当社では積極的に社外役員を任用しており、その際には高度な専門的知識を有する方、経営および業務執行に関する豊富な経験と高い見識のある方を選任しております。また、社外役員が以下のいずれにも該当する場合、独立性を有するものと考えております。

- (1) 当社（当社グループ会社含む、以下同じ）の業務執行者ではないこと。
- (2) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
- (3) 当社の主要な取引先またはその業務執行者ではないこと。
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）ではないこと。
- (5) 当社から一定額以上の寄付または助成を受けている者ではないこと。
- (6) 当社の大株主、またはその業務執行者ではないこと。
- (7) 取締役選任される前の5年間に上記（1）から（6）に該当していないこと。
- (8) 上記（1）から（6）のいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族ではないこと。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2011年6月17日開催の第64期定時株主総会において、年額360百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行にともない、現在の取締役の報酬額に代えて、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額その他諸般の事情も考慮して、年額360百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）であり、本議案にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと5名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職務と責任その他諸般の事情を考慮し、年額80百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案にかかる監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと5名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金精算支給の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、監査役古川正行氏は本総会終結の時をもって退任いたします。

つきましては、監査役古川正行氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額（当社において役員退職慰労引当金として計上している57百万円の10分の1相当額以下）の範囲内で退職慰労金を贈呈することにつきご承認をお願いするものであり、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

なお、当社は、経営改革の一環として、年功的要素が強く会社業績との関連が薄い役員退職慰労金制度を変更し、2003年6月20日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、その積み上げを停止し、それまでに積み上げられた退職慰労金については、役員退任時に支払わせていただく旨の決議を同定時株主総会にて行っており、本議案はこれに基づくものであります。

精算支給する退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名				略 歴
ふる 古	かわ 川	まさ 正	ゆき 行	1996年6月 当社 常勤監査役（現任）

第7号議案

ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会へ委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員および当社子会社の取締役（以下、従業員等という。）に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集する理由

従業員等の意欲や士気を高め、当社グループ業績の向上や国際競争力の増大に資することを目的として、以下の要領により金銭の払込みを要することなく新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

395個

3. 新株予約権の払込金額

無償とする。（本件新株予約権につき金銭の払込みを要しない。）

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

従業員等とする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式39,500株を総株数の上限とし、本件新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

Reference documents

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における終値平均値に1.05を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(4) 新株予約権の権利行使期間

2020年7月1日から2022年6月30日までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

① 権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員であることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

② その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1 円未満の端数は切り上げる。

残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記②に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑥ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過および成果

売上高

59,783百万円 前期比 **37.7%**増

- 国内:HMIソリューション製品や安全関連機器の売上が堅調に推移
- 海外:APEM社の寄与によりHMIソリューション製品の売上が伸長

経常利益

6,484百万円 前期比 **93.1%**増

- 主として増収効果による

営業利益

6,112百万円 前期比 **72.3%**増

- 主として増収効果による

親会社株主に帰属する当期純利益

5,296百万円 前期比 **117.0%**増

- 主として増収効果による

当連結会計年度における世界経済は、米国では個人消費や設備投資などが好調に推移し景気は引き続き緩やかに拡大しており、欧州や中国においても底堅い状況となっております。わが国経済においては、雇用や所得環境の改善により、景気は緩やかな回復傾向が続いております。

当社グループを取り巻く環境については、設備投資の増加や、中国を中心とした生産設備の自動化ニーズの高まりなどから工作機械受注も好調に推移しております。これらの影響から、当社が所属する一般社団法人日本電気制御機器工業会の2017年度の出荷高は、過去最高額となりました。

このような状況のなか、国内ではHMIソリューション製品や、安全関連機器などの安全・防爆ソリューション製品の売上が堅調に推移しました。またプログラマブルコントローラや、2017年にグループ会社に加わった株式会社ウェルキャットの自動認識機器の売上が

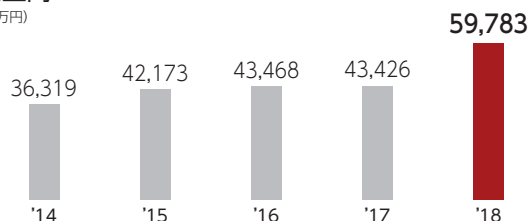
10月より寄与したことなどから、オートメーションソリューション製品の売上が伸長したものの、環境関連事業の売上が減少した結果、国内売上高は281億5千8百万円(前期比0.8%増)となりました。海外においては、中国でHMIソリューション製品や盤内機器ソリューション製品の売上が伸長し、米州ではオートメーションソリューション製品の売上が堅調に推移しました。また、APEMグループの売上が当期より寄与し、主に欧州においてHMIソリューション製品の売上が増加した結果、海外売上高は316億2千5百万円(前期比104.2%増)となりました。

利益面におきましては、営業利益は61億1千2百万円(前期比72.3%増)、経常利益は64億8千4百万円(前期比93.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は52億9千6百万円(前期比117.0%増)となるなど、売上高、利益ともに過去最高の業績となりました。

財産および損益の状況の推移

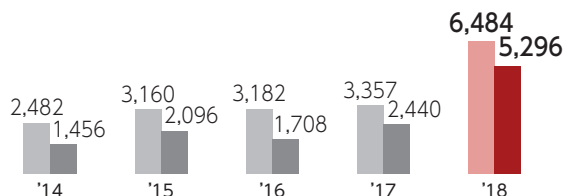
売上高

(百万円)



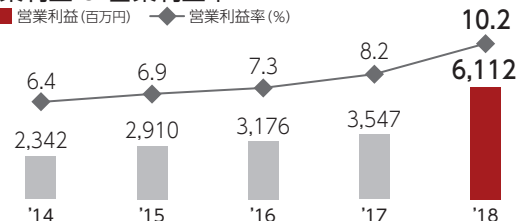
経常利益 & 親会社株主に帰属する当期純利益

■ 経常利益 (百万円) ■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



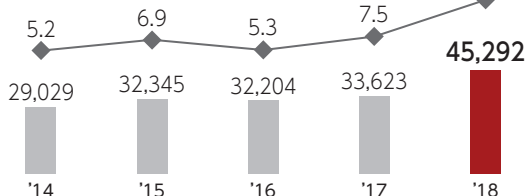
営業利益 & 営業利益率

■ 営業利益 (百万円) ◆ 営業利益率 (%)



純資産 & ROE

■ 純資産 (百万円) ◆ ROE (%)



項目	期別	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期 (当連結会計年度)
		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高	(百万円)	36,319	42,173	43,468	43,426	59,783
営業利益	(百万円)	2,342	2,910	3,176	3,547	6,112
経常利益	(百万円)	2,482	3,160	3,182	3,357	6,484
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,456	2,096	1,708	2,440	5,296
1株当たり当期純利益	(円)	49.14	69.45	56.50	80.68	170.37
総資産	(百万円)	45,778	49,378	49,328	85,441	91,554
純資産	(百万円)	29,029	32,345	32,204	33,623	45,292
1株当たり純資産	(円)	959.56	1,062.53	1,057.28	1,102.20	1,370.01
ROE (自己資本利益率)	(%)	5.2	6.9	5.3	7.5	13.5

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
 2. 2017年3月期に行った企業結合に係る暫定的な会計処理の確定にともない、取得原価の配分見直しを行いましたので、2017年3月期の総資産合計にこれらを反映しております。

Sales by product group

(注) 当連結会計年度より製品区分を変更しており、以下の過年度の数値については、変更後の製品区分に組み替えた数値を記載しております。

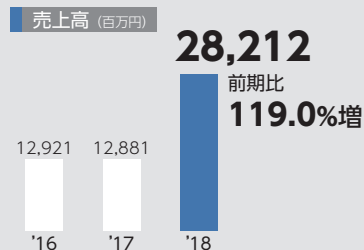
HMIソリューション



日本や中国を中心とするアジア・パシフィック地域において、主力の制御用操作スイッチが堅調に推移しました。米州やEMEAにおいては、APEMグループの子会社化による寄与もあり売上が伸長しました。

主要な事業内容

HMI (Human-Machine Interface: 人と機械が触れ合う環境) の核となる、「制御用操作スイッチ」や「ジョイスティック」、「表示灯」などの製品群です。



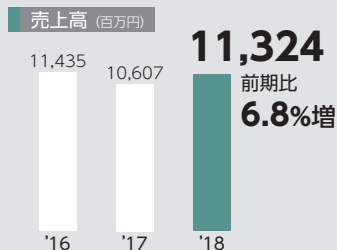
盤内機器ソリューション



日本の景気拡大傾向や、中国経済の回復基調を背景として、制御用リレーや端子台が好調に推移しました。

主要な事業内容

機械や生産ラインなどを制御・操作するための制御盤の中に組み込み、機械・装置の制御部分の基礎として使用される、「スイッチング電源」、「端子台」、「制御用リレー／ソケット」、「サーキットプロテクタ」などの製品群です。



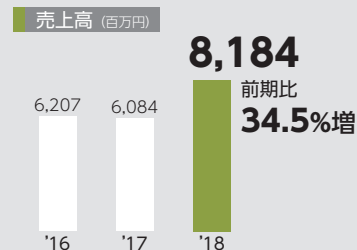
オートメーションソリューション



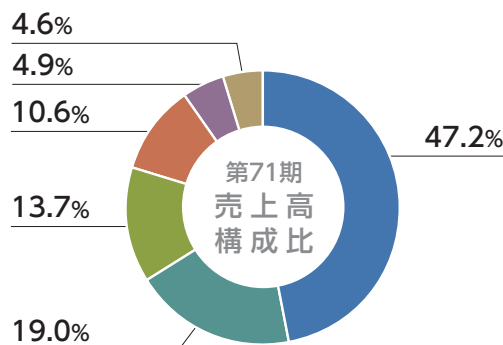
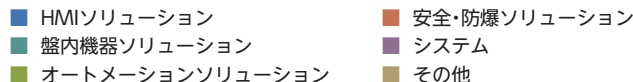
プログラマブルコントローラおよび自動認識機器製品が伸長したことに加え、米州においてはプログラマブル表示器が堅調に推移しました。

主要な事業内容

産業現場や暮らしのさまざまなシーンにおける機器の自動化に貢献する各種製品、機械・装置の頭脳の役割をする「プログラマブルコントローラ」や、快適な機械・装置の操作環境を実現する「プログラマブル表示器」に加え、リテールや物流分野などさまざまな分野で活用されている「自動認識機器」などの製品群です。



製品別売上高



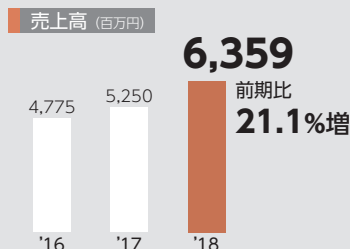
安全・防爆ソリューション



日本に加え、米州やEMEA、中国を中心とするアジア・パシフィックにおいて、安全スイッチやイネーブル装置などの安全関連機器の売上が伸びました。

主要な事業内容

産業現場の安全を守る「安全スイッチ」や「イネーブル装置」といった「安全関連機器」に加え、石油・化学プラントなど、爆発性のガスが存在する現場での事故を未然に防ぐ「防爆関連機器」などの製品群です。



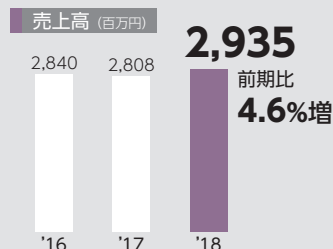
システム



日本において、主に半導体・液晶製造装置用の制御盤の売上が堅調に推移しました。

主要な事業内容

さまざまな顧客ニーズに合わせてIDECの製品をシステム化してご提供する「各種システム」などの製品群です。



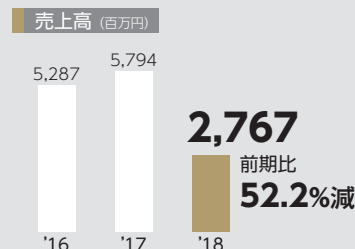
その他



日本において、主にメガソーラーなどの再生可能エネルギー事業の売上が減少しました。

主要な事業内容

メガソーラーをはじめとする「再生可能エネルギー事業」に加え、太陽光併用型農業プラントのトータルソリューションを提供する「次世代農業ソリューション」、IDECの強みである安全関連機器・安全技術を組み合わせて最適なシステムを構築する「協働ロボットシステムソリューション」などの事業や製品群です。



Business report

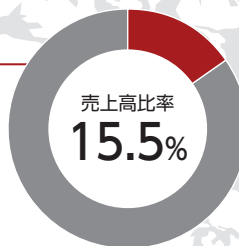
2 当社の主要な拠点と重要な子会社の状況 (2018年3月31日現在)

Americas



売上高 9,265百万円
前期比 68.6%増

APEMグループの売上寄与によるHMIソリューション製品の売上増加に加え、プログラマブル表示器の売上が好調に推移しました。



Global network

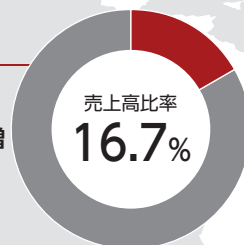


EMEA



売上高 9,999百万円
前期比 560.6%増

APEMグループの売上寄与により、制御用操作スイッチやジョイスティックなどHMIソリューション製品の売上が伸長しました。



重要な子会社

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
A IDECシステムズ&コントロールズ株式会社	大阪府	170百万円	100%	太陽光発電システム・エネルギーソリューションの提供
B IDEC AUTO-ID SOLUTIONS株式会社	大阪府	300百万円	100%	自動認識機器の販売
C IDECロジスティクスサービス株式会社	兵庫県	10百万円	100%	制御機器の機装組立・物流業務受託
D IDECファクトリーソリューションズ株式会社	愛知県	33百万円	100%	制御用周辺機器・制御盤関連機器の製造・販売
E 株式会社ウェルキャット	東京都	80百万円	100%	自動認識機器の開発・製造・販売
F IDEC CORPORATION	米国	4,800千米ドル	100%	制御機器の製造・販売
G A P E M , I n c .	米国	22,800千米ドル	100%(100%)	制御機器の開発・製造・販売
H M M I Technologies	フランス	32,282千ユーロ	100%(24%)	持株会社
I A P E M S A S	フランス	10,222千ユーロ	100%(100%)	制御機器の開発・製造・販売
J 蘇州和泉電気有限公司	中国	10,730千米ドル	100%(14%)	制御機器・部品の製造・販売
K 愛徳克電気貿易(上海)有限公司	中国	300千米ドル	100%(100%)	制御機器の販売
L 愛徳克電子科技(上海)有限公司	中国	2,000千人民币	100%(100%)	電子製品用ソフトウェア・回路の設計開発

Japan

売上高 28,158百万円

前期比 0.8%増

制御用操作スイッチに加え、安全関連機器の売上が堅調に推移しましたが、環境関連事業の売上が減少しました。

売上高比率
47.1%



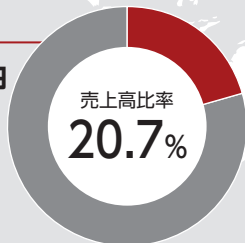
Asia Pacific

売上高 12,360百万円

前期比 45.8%増

中国を中心に、制御用操作スイッチや、制御用リレー、安全関連機器などの売上が伸長しました。

売上高比率
20.7%



当社の主要な拠点

所在地	名称
大阪府	本社、技術研究センター、大阪営業所
東京都	東京本社、東京営業所
茨城県	筑波事業所（工場）
兵庫県	尼崎・福崎・滝野事業所（各工場）、 竜野物流センター
宮城県	仙台営業所
愛知県	名古屋営業所
広島県	広島営業所
福岡県	福岡営業所

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
① 和泉電気自動化制御（深圳）有限公司	中国	200千ドル	100%(100%)	制御機器の販売
② 和泉電気（北京）有限公司	中国	200千ドル	100%(100%)	制御機器の販売
③ IDEC HONG KONG CO., LTD.	香港	5,000千香港ドル	100%	持株会社
④ IDEC IZUMI (H.K.) CO., LTD.	香港	15,600千香港ドル	100%(100%)	制御機器の販売
⑤ 台湾愛徳克股份有限公司	台湾	60,000千台湾ドル	100%	制御機器・部品の製造・販売
⑥ 台湾和泉電気股份有限公司	台湾	15,000千台湾ドル	70%	制御機器の販売
⑦ IDEC ASIA (THAILAND) CO., LTD.	タイ	250,000千バーツ	100%	制御機器・部品の製造・販売
⑧ IDEC IZUMI ASIA PTE LTD.	シンガポール	1,000千シンガポールドル	100%	制御機器の販売
⑨ IDEC Australia Pty. Ltd.	オーストラリア	525千豪ドル	100%(100%)	制御機器の販売

(注) 1. 出資比率の()内は、間接所有比率(内数)であります。

2. 2017年8月31日付で、株式会社ウェルキャットの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

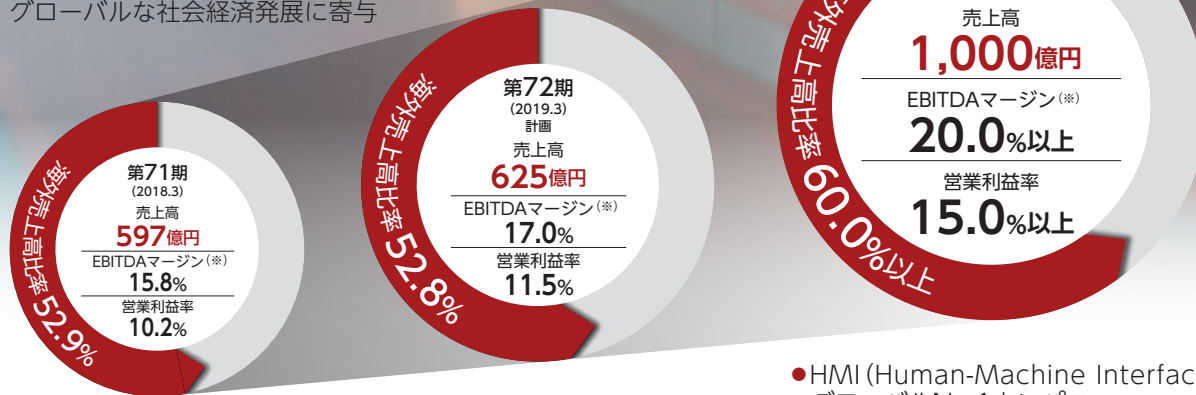
3 対処すべき課題

変革と挑戦を続けることで
企業価値を向上し、
持続的な成長を実現してまいります。

IDECが持続的な成長を続け、グローバル企業として新たなステージへと飛躍するため、主力事業の強化や新規事業の拡大を図るとともに、経営基盤の強化にも取り組んでおります。

長期ビジョン

長年培ってきた制御技術・新技術への
挑戦を通じて、企業の発展に貢献し、
グローバルな社会経済発展に寄与



※ EBITDA：営業利益＋減価償却費＋のれん償却費＋支払利息

- HMI (Human-Machine Interface) のグローバルNo.1カンパニーへ
- 世界一安全・安心を追求・実現する企業に
- 社会課題解決に貢献する新規事業の推進

1 主力事業の強化

注力業界の選択と集中

IoTの普及や自動化の進展、産業現場の安全確保など、社会課題や顧客ニーズに柔軟に対応するため、IDECが強みを持ち、成長が期待できる注力業界に対して専任チームを設置しています。

マーケティングリソースの効率化を図るとともに、顧客との関係を強化することで、高付加価値な提案や競争力のあるソリューションをグローバルに提供しています。



2 新規事業の拡大

コア技術を活かした新たな価値の創造

製造業で培ってきた技術を活用し、太陽光併用型の次世代農業プラントのトータルサポートをご提供することで、農業の工業化に貢献しています。

また、再生可能エネルギー事業や協調安全ロボットシステム、ファインバブル技術を用いた事業の推進により、新たな価値を創造し、社会に貢献していきます。



3 経営基盤の強化

企業価値の最大化

会社の品質は、製品品質だけでなく、環境や社会性、企業統治などの経営品質を加えた総合的な評価で判断されることから、CSR活動の推進により経営品質の向上を図っています。

また、グローバル人財の育成やダイバーシティを推進することで、企業価値の最大化を目指しています。

